

入札参加者同士における相互供給の禁止について

上下水道局では、競争入札によって締結した契約については、次のように競争入札参加者同士が相互に物件又は役務を供給すること及び下請契約を締結することを禁止していますので、御注意いただくようお願いします。

1 禁止事項

(1) 物品等の調達契約（業務の請負契約や委託契約を含む。）の場合

ア 競争入札において落札し、契約の相手先となった者（以下「契約者」という。）が、当該競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達すること。

イ 非落札者が、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を供給すること。

ウ ア及びイの規定は、契約者が非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合には適用しない。

(2) 工事請負契約の場合

ア 契約者が非落札者に契約に係る工事に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）を請け負わせること。

イ 非落札者が契約者から契約に係る工事に関して建設工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

ウ ア及びイの規定は、当該工事の施工において、特許権その他の排他的権利に係る技術の使用その他のやむを得ない事由により、非落札者に建設工事を行わせる必要が生じ、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合には適用しない。

2 違反した場合の措置

1の禁止事項に違反した場合は、6月の競争入札参加停止措置とします。